平成２１年（フ）第１９９２４号
千葉県船橋市二宮２丁目48―１―312
破産者　木口　浩一
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９５６号
神奈川県横浜市南区前里町３丁目55番７号
破産者　五常宝石株式会社
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９５７号
神奈川県横浜市南区前里町３丁目55番７号
破産者　株式会社五貴
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９５８号
神奈川県横浜市保土ケ谷区狩場町164―33―Ｅ―206
破産者　土屋　岩男
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９５９号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目38番地
破産者　株式会社北陽企画
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９６０号
千葉県流山市前ケ崎669―３
破産者　我妻　庄治
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９６３号
神奈川県横浜市青葉区荏子田１丁目10―20
クローバーヒルズⅡＡ―１
破産者　越中　宏子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９７４号
東京都渋谷区桜丘町11番６号ダアグビル１階
破産者　有限会社フリークファクトリー
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９７５号
東京都世田谷区上馬４丁目28―15　第一上馬マンション304
破産者　二宮　祐介
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９８９号
東京都千代田区東神田２丁目９番17号
破産者　株式会社アプレゲール
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９９０号
東京都江戸川区清新町１丁目１―36―903
破産者　亀山　政典
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００２１号
東京都江東区大島２丁目16―３―503
破産者　芳崎　茂春
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００３７号
静岡県御殿場市新橋849番地の１―Ａ202
破産者　有限会社サンプランニング
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００３８号
静岡県御殿場市新橋849―１―Ａ202
破産者　三瓶　敦洋
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００３９号
静岡県御殿場市新橋849―１―Ａ202
破産者　三瓶　千歳
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００５０号
東京都千代田区有楽町１丁目５番２号
破産者　株式会社アクトフォー
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００５２号
神奈川県厚木市飯山2116―149―18―９
破産者　飯山　哲朗
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００６８号
神奈川県川崎市川崎区池上新町２丁目21番22―413号
破産者　有限会社オペック
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２００６９号
東京都町田市三輪町261―１―107、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区池上新町２丁目21―22―413
破産者　馬場　俊行
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１２３号
埼玉県草加市清門町189―10、開始決定時の住所埼玉県草加市新栄町237―２
破産者　猪狩　寿仁
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１２４号
千葉県市川市本塩24―17　メゾンケームⅢ―101、開始決定時の住所埼玉県草加市新栄町237―２
破産者　猪狩　壽貞
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１２５号
千葉県市川市本塩24―17　メゾンケームⅢ―101、開始決定時の住所埼玉県草加市新栄町237―２
破産者　猪狩　惠子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部